

# 日向市公式ホームページリニューアル等業務委託に関する質問への回答

No.	項目	内容	回答
1	実施要領 5ページ 10 企画提案書の提出	(3)作成要領に関する質問です。デザインなど大きく見せたいページはA3を使用することは可能でしょうか。また、可能な場合は何ページ換算となりますでしょうか。	企画提案書等の作成に当たっては、原則としてA4判用紙を使用してください。ただし、図表、画面遷移図、工程表その他A4判では表示が著しく困難な資料に限り、A3判用紙の使用を認めます。この場合、A3判用紙はA4判サイズに折り込んだ上で提出してください。なお、A3判用紙1枚(片面)は、ページ数の算定上、A4判2ページ分として取り扱います。原本、副本及び電子データについては、同一内容としてください。
2	仕様書 9ページ 2.2動作環境に関する要件 2.2.1データセンター要件・サーバ環境要件	(5)「宮崎県の自治体情報セキュリティクラウドに対応」するに関連したご質問です。現在、県セキュリティクラウドのCDNはご利用されておりますでしょうか。また、CDNもご利用されている場合、WAFとCDNはリニューアル後もご利用されるという認識で相違ないでしょうか。	県セキュリティクラウドのCDNは利用しています。リニューアル後につきましてもお見込みのとおりです。
3	仕様書 11ページ 2.7その他の要件	(4)「ドメイン利用終了後も原則として最低5年間保有すること」と記載がありますが、現在ドメインの管理は貴庁で行われておりますでしょうか。もしくは外部の業者様へ委託されておりますでしょうか。また、今回ドメインの移管・維持や管理は業務の範囲に含まれますでしょうか。	市ホームページドメイン(hyugacity.jp)の管理は外部業者(現CMS業者とは別の業者)に委託しています。今後も同業者へ管理を委託するため、今回の調達ではドメインの移管・維持や管理は含まれていません。ただし、本業務において新たにドメインを取得する場合は、仕様書に従い、受託者において管理・運用・保有するものとします。
4	【実施要領】P.6 11.プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションの審査員の構成(人数、部署名、役職等)について、ご教示いただけますでしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングの審査は、実施要領に記載のとおり、市職員で構成する審査会において行います。なお、審査の公平性確保の観点から、審査員の人数、所属部署、役職等の詳細は公表しません。
5	【実施要領】P.6 11.プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションの順番は、どのように決まりますでしょうか。	プレゼンテーションの実施に当たっては、本市において開始時刻その他必要事項を決定の上、各提案者に個別に通知します。なお、他の提案者に関する情報は公表しません。
6	仕様書・12ページ・3.2システムの基本要件／3.2.1 CMSソフト	3.2.1(1)に導入するCMSは、パッケージ(市販)化されたもので、開発ベンダーによる契約期間を通じたサポートが保証された製品であること。とありますが、OSS(オープンソース)でのご提案は要件を満たさないとなるのか、ご教示ください。	導入するCMSは、仕様書に定めるとおり、パッケージ化された製品であり、開発ベンダーによる契約期間を通じたサポートが保証されることを要件とします。このため、OSSをそのまま利用するのみの提案は要件を満たしません。ただし、OSSをベースとしていても、提案者又は開発ベンダーにより製品として提供され、契約期間を通じたサポート、障害対応及び脆弱性対応が継続的に提供される場合は、要件を満たすものとして取り扱います。
7	仕様書・9ページ・2.2 動作環境に関する要件／2.2.1(8)	2.2.1(8)に「本市ネットワーク要件に対応するものとする」とありますが、当該「本市ネットワーク要件」を具体的に定めた記載が仕様書および別添資料に見当たりません。CMSへ接続する社内端末側の条件(固定グローバルIPアドレスの有無・個数、プロキシ経由の可否、許可ポート、帯域等)を含め、対応すべきネットワーク要件の具体的内容をご提示ください。また、2.4(1)に記載の「宮崎県自治体情報セキュリティクラウドが運用するWAFを経由したアクセス」「アドレス規制等」との関係を整理いただいたうえでご教示ください。	本市ネットワーク要件については非公開情報であるため、契約後、関係機関との調整を含めて提示・協議することを想定しています。本市社内ネットワークからのアクセス、及び庁外からのアクセスは共にセキュリティクラウドのWAFを経由してアクセスしますが、CMSサーバ等一般的に公開しないエリアへのアクセスについては本市に割り当てられているグローバルIPアドレス等による規制(アクセス制限)を行ってください。提案時点では、自治体情報セキュリティクラウドのWAFを経由したアクセスや、必要に応じたアドレス規制等に対応可能な構成を前提として提案してください。
8	仕様書・9ページ・2.2 動作環境に関する要件／2.2.1(5)、2.4 ネットワークに関する要件／2.4(1)	2.2.1(5)に「宮崎県自治体情報セキュリティクラウドに対応するものとする(必須)」とあります。対応にあたり必要となる接続仕様、許可IP、WAFの適用ルール等の技術情報、ならびに同セキュリティクラウドの利用料等の費用負担区分(本市負担か受託者負担か)は、契約後に本市から提供・調整いただけるという理解でよろしいでしょうか。提案時に前提とすべき制約があればご教示ください。	自治体情報セキュリティクラウドへの対応に必要な接続仕様、許可IP、WAF適用ルール等の詳細については、契約後に本市及び関係機関との調整の上、提示又は協議する予定です。提案時点では、当該環境に対応可能な構成であることを前提として提案してください。また、同セキュリティクラウドの利用料は本市が負担しており、受託者が負担することはありません。
9	仕様書・10ページ・2.2.3 SSLサーバ証明書の導入設定／2.2.3(1)(3)、2.4(1)	2.2.3(1)で「信頼された認証局が有償で発行するサーバ証明書」の使用が求められる一方、2.2.3(3)および2.4(1)では「ACMEによる更新の可能性検討」「宮崎県自治体情報セキュリティクラウドのWAFへSSL証明書更新管理を一任できることの調査研究」が求められています。提案および見積段階では有償サーバ証明書(年額費用)を前提に積算する理解でよろしいでしょうか。ACMEやWAFへの更新一任は契約履行期間中の調査研究事項であり、見積前提とは切り離して差し支えないか、ご教示ください。	提案及び見積に当たっては、仕様書に定めるとおり、信頼された認証局が有償で発行するサーバ証明書の使用を前提に積算してください。なお、ACMEによる更新の可能性検討や、自治体情報セキュリティクラウド側での証明書更新管理の可否に関する検討は、契約履行期間中の調査研究事項として整理して差し支えありません。
10	仕様書・9ページ／12ページ・2.2.1 データセンター要件・サーバ環境要件／2.2.1(4)、3.1 開発要件／3.1.1	2.2.1(4)で「CMS環境・公開環境・テスト環境の3環境を分離して用意」、3.1.1で「受託者においてテスト環境を用意」とあります。テスト環境は、構築・改修作業時のみの提供で足りるのか、令和9年4月以降の運用保守期間中も常設が必要か、ご教示ください。	テスト環境は、構築時のみならず、本市による確認、検証及び必要な改修作業に使用できるよう、運用保守期間中も利用可能であることを想定しています。ただし、具体的な利用方法、更新頻度及び常設の範囲については、契約後に協議の上、定めるものとします。

11	仕様書・11ページ・2.7 その他の要件/2.7(4)	2.7(4)で「使用を停止したドメインは利用終了後も原則最低5年間保有すること」とあります。保有対象となるドメインの想定(現行で使用中の独自ドメインのうち、統合・廃止が見込まれるもの)と、当該ドメインの保有・維持費用を本業務の提案価格に含めて見積る必要があるか、ご教示ください。	仕様書2.7(4)は、ホームページ運用の終了、サイト統合、ドメイン変更等により使用を停止するドメインが生じた場合に、第三者取得によるなりすまし等のリスクを低減する趣旨で記載したものです。 現在使用中のメインドメイン(hyugacity.jp)の管理は外部業者(現CMS業者とは別の業者)に委託しています。今後も同業者へ管理を委託するため、今回の調達ではドメインの移管・維持や管理を求めるものではありません。 ただし、本業務において新たにドメインを取得する場合は、仕様書に従い、受託者において管理・運用・保有するものとします。
12	仕様書・13ページ/21 ページ・3.2.5 CMS利用 者/5.3.1 操作説明・ 研修会	3.2.5では同時ログインユーザー数の想定区分として作成者80人・承認者80人・サイト管理者5人(同時接続ピーク100人想定、注記「現状が60程度」とある一方、5.3.1の研修対象は作成者120人・承認者80人・サイト管理者5人と記載されています。CMSのライセンス/アカウント発行数の見積根拠として採用すべき人数をご教示ください。また、3.2.5の注記「現状が60程度」とは、現行の発行アカウント数か、新システムで想定する課(係)数か、いずれを指すかご教示ください。	見積に当たっては、作成者120人、承認者80人、サイト管理者5人を前提としてください。 なお、同時接続ピーク100人は、同時利用時の性能要件の目安を示すものです。 また、「現状が60程度」とは、現行CMSの作成者用アカウント数から出した数字です。
13	仕様書・13ページ/ 3.2.6 ライセンス費用、 3.2.4 CMSサーバへの 接続/別紙1 CMS機能 要件一覧表 No.6	3.2.6および別紙1のNo.6で「ユーザー数・ページ数等の増加による追加ライセンス費用が発生しないこと」とあります。No.6で挙げられた要素以外(同時接続数の増加、サブサイト数の増加、ストレージ容量の増加等)についても、契約期間中は追加費用が発生しない前提で見積るべきか、ご教示ください。	仕様書及びCMS機能要件一覧表で示しているとおり、少なくともユーザー数及びページ数の増加による追加ライセンス費用が発生しないことを要件とします。 これ以外の要素(同時接続数、サブサイト数、ストレージ容量等)について追加費用が発生する条件がある場合は、提案時にその内容及び条件を明示してください。 なお、提案価格内で安定運用に必要な範囲を含む提案が望ましいものとします。
14	仕様書・14ページ/ 3.3 システムの機能要件/ 3.3.3 CMS導入・設定	3.3.3で「ユーザー情報・所属の基本情報・カテゴリ情報等の初期設定用データは本市から受託者へ提供する」とあります。提供データの形式(Excel/CSV等)と、提供時期(契約後どの段階か)の想定をご教示ください。	初期設定用データは、Excel又はCSV等の加工可能な形式で提供する予定です。 提供時期は、契約後、要件定義及び設計の初期段階を想定していますが、詳細は契約後に協議の上定めます。
15	仕様書・14ページ/3.4 アクセシビリティ対応/ 3.4.1(1)(2)	3.4.1(1)で「JIS X 8341-3:2016に準拠し、原則として適合レベルA及びAAを満たす」とあります。試験(miChecker)の対象は、新規作成ページおよび移行する全ページ(最大1,500ページ)の全数を指すのか、JISが規定する試験方式(ランダム抽出+主要ページ等のサンプリング)によるものか、ご教示ください。公開後に公開する試験結果の対象ページ数の考え方もあわせてご教示ください。	アクセシビリティ試験については、JIS X 8341-3:2016に基づく試験方法に準拠し、主要ページ及び代表的なページを対象としたサンプリングによる実施を想定しています。 新規作成ページ及び移行ページの全数試験を一律に求めるものではありません。 公開後に公表する試験結果の対象ページ数についても、同様にJISに沿った考え方によるものとします。
16	仕様書・15ページ/16 ページ・3.6 サイト設計 /3.6.1 コンテンツパ ターンの抽出、3.6.3 情 報分類設計	3.6.1の「コンテンツパターンごとの移行方法定義書」「特設サイト(サブサイト)候補の抽出」、および3.6.3の「新カテゴリ案」は、いずれも契約後の調査を踏まえて受託者が作成・提出する成果物という理解でよろしいでしょうか。企画提案書の段階では、これらに関する考え方・方針の提示で足りるか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。 「コンテンツパターンごとの移行方法定義書」「特設サイト(サブサイト)候補の抽出」及び「新カテゴリ案」は、契約後の調査・分析を踏まえて受託者が作成・提出する成果物を想定しています。 企画提案書の段階では、これらに関する考え方、進め方及び方針の提示で差し支えありません。
17	仕様書・16ページ/ 3.7 新規コンテンツの作成/ 3.7(6)	3.7(6)で「公示送達に該当するページへのrobots.txt、メタタグ等による対策は令和8年6月現在調整中であり、市と協議のうえ実装する(外部サイトの可能性あり)」とあります。当該対応は対象範囲が未確定のため、提案・見積段階では考え方の提示にとどめ、具体的な実装範囲・工数は契約後の協議によって確定する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該対応については、現時点で詳細を調整中であり、提案段階では考え方や対応方針の提示を求めるものとします。 具体的な対象範囲、実装方法及び必要な工数については、契約後に本市と協議の上、定めるものとします。
18	仕様書・17ページ・3.8 デザイン作成/3.8.2 基 本デザイン(5)、別紙1 CMS機能要件一覧表 No.13	3.8.2(5)に「A4縦で印刷したときに文字や画像が切れないこと」、別紙1のNo.13に「閲覧者がA4縦型で印刷する際、ブラウザやOSに関わらず内容が損なわれずに印刷できること」とあります。レスポンシブWebデザイン/スマートフォン最適化を前提とする本業務において、印刷用レイアウト(印刷用CSS等)による対応を求める趣旨と理解してよろしいでしょうか。対象は全ページか主要ページに限るか、また横長の表組み等でA4縦に収まらない場合の取扱い(縮小・改ページ等)の考え方をご教示ください。	ご理解のとおり、印刷用レイアウト(印刷用CSS等)による適切な対応を求める趣旨です。 対象は、閲覧者による印刷利用が想定される主要なページを中心に、A4縦で印刷した際に内容が著しく損なわれないことを想定しています。 なお、横長の表等については、内容が判読可能となるよう、縮小、改ページその他の合理的な方法により対応してください。
19	仕様書・18ページ・3.9 外部ASPの導入/3.9.1 ~3.9.4	3.9でアクセス解析・サイト内検索・外国語自動翻訳等のASPサービスを「提案価格内で導入」とあります。これらASPの利用料は、契約期間全体(リニューアル業務期間および令和9年4月以降の運用保守業務期間)にわたり提案価格上限額内に含めて見積る理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 外部ASPサービスの利用料については、提案内容に含める場合、リニューアル等業務期間及び運用保守業務期間を通じて必要となる費用を見込んだ上で積算してください。 なお、見積書は、実施要領に定めるとおり、リニューアル等業務分と運用保守業務分を分けて記載してください。
20	仕様書・8ページ/19 ページ・1.6 対象サイト/ 1.6.1(2)、1.7 移行対 象ページ数、4.1 移行対 象	1.6.1(2)の統合対象(日向市議会の一部、日向市文化財サイト)のページは、1.7および4.1の移行上限「最大1,500ページ」に含まれるのか、それとは別枠か、ご教示ください。あわせて、統合対象の概算ページ数をご提示ください。	統合対象となるページについても、移行対象ページ数「最大1,500ページ」に含むものとして取り扱ってください。 なお、統合対象の概算ページ数については、現時点で精査中であり、確定した数値はありません。 参考として、現行CMS上の公開総ページ数は約1,900ページ(6月19日現在)ですが、移行に当たっては、ページの整理・統廃合等を行う予定であるため、当該総ページ数がそのまま移行対象又は統合対象のページ数となるものではありません。
21	仕様書・8ページ・1.7 移 行対象ページ数、19ペ ージ・4.1 移行対象	費用見積は1,500ページを前提に作成する旨が示されています。参考として、現行公式ホームページの実際の総ページ数(概数)をご提示ください。また、1,500ページのうち、単純移行・品質改善対象・特設サイト化候補の概算内訳について、現時点での貴市の想定があればご教示ください。	見積に当たっては、仕様書記載のとおり、移行対象ページ数は最大1,500ページを前提としてください。 参考として、現行CMS上の公開総ページ数は約1,900ページ(6月19日現在)です。ただし、移行に当たっては、ページの整理・統廃合等を行う予定であり、現時点では、単純移行、品質改善対象、特設サイト化候補等の詳細内訳は確定していません。 このため、提案に当たっては、1,500ページを前提に、効果的かつ現実的な移行方法を提案してください。
22	仕様書・19ページ・4.2 移 行の基本要件/4.2.2 移 行要件の検討(品質改 善)、別紙2 移行ペ ージ 修正内容一覧	4.2.2で「別紙2『移行ページ修正内容一覧』を最低限盛り込む」とあります。別紙2に記載の修正(代替テキストの付与、見出しの構造化、レイアウト目的の表組みの解除、リンクテキストの修正、禁止文字の置換等)は、移行する全ページのうち該当箇所があるページに対して受託者が実施する作業であり、最大1,500ページ分の見積りに織り込む前提でよろしいでしょうか。各課職員様が分担する作業範囲がある場合は、その範囲をご教示ください。	ご理解のとおりです。 別紙2「移行ページ修正内容一覧」に記載の事項は、移行対象ページのうち該当箇所があるものについて、受託者において対応する作業として想定しています。 ただし、掲載継続の要否判断、内容確認その他本市の意思決定を要する事項については、本市が対応します。

23	仕様書・20ページ・4.2 移行の基本要件/4.2.5 移行対象データの提供、8ページ・1.6.1対象サイト	4.2.5で「移行対象データの提供は想定せず、受託者が現公開サイトから移行データを取得する」とあります。1.6.1(2)の統合対象である日向市文化財サイト(index.php)のように、公式ホームページと別環境・別システムで稼働しているページについても、受託者による現公開サイトからの取得を前提としてよろしいでしょうか。	原則として、現公開サイトから取得可能な情報をもとに移行データを作成する前提です。統合対象である別環境・別システムのページについても、公開情報から取得可能な範囲を基本とします。ただし、公開情報のみでは対応が困難な場合は、本市と協議の上、必要な対応を定めるものとします。
24	仕様書・20ページ・4.2 移行の基本要件/4.2.6 各課負担を軽減するための支援、別表2 審査基準 二次審査3	別表2の二次審査項目3で「データ移行にかかる本市の負担は妥当か」「移行作業を行う職員への支援があるか」が評価対象とされています。貴市(各課職員様)が実施することを想定している作業範囲(残す/整理する/作り直すの判断・棚卸しのみか、CMSへの移行入力作業の一部を含むか)について、現時点での想定をご教示ください。	本市が主に実施する作業としては、掲載継続の要否判断、内容確認、整理・統廃合の方針決定及び必要な情報提供を想定しています。具体的な移行入力作業の分担については、提案内容にもよりますが、本市の各部署の負担軽減に配慮した支援及び移行方法の提案を求めます。
25	仕様書・22ページ・サービス提供に関する要件/6.1 保守要件、実施要領・2ページ 4(3)、別紙1の前提	6.1で「新ホームページ運用開始から令和9年3月31日までの運用保守はリニューアル等業務内で行う」とあります。新サイト公開が令和9年3月1日(予定)であることを踏まえ、令和9年3月1日～3月31日の運用保守はリニューアル等業務(ア・15,150,000円)に含め、令和9年4月1日以降を運用保守業務(イ・10,456,000円)として見積る、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施要領に定める履行期間のとおり、令和9年3月31日までをリニューアル等業務、令和9年4月1日以降を運用保守業務として積算してください。
26	仕様書・23ページ・6.1.3 運用支援/6.1.3(1)	6.1.3(1)でヘルプデスクの対応時間を「原則月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで(年末年始・祝祭日を除く)」とあります。一方、6.1.1(1)や2.7(2)では障害発生時・ハードウェア障害時に24時間365日の能動的連絡が求められています。ヘルプデスク(操作・運用の問い合わせ)は平日日中対応、障害監視・障害連絡は24時間365日対応、という役割区分の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ヘルプデスクによる操作方法、運用方法等に関する問い合わせ対応は原則として平日日中を想定しています。一方、障害監視、障害発生時の連絡及び緊急対応については、仕様書に定めるとおり24時間365日の対応を求めます。
27	仕様書・23ページ・6.1.5 サービスレベル要件(SLA)、8ページ・2.1 ホームページの稼働に関する要件	6.1.5で「SLAは本市と協議のうえ合意書を作成」とある一方、2.1(2)で「サービス停止時は停止から6時間以内に復旧または代替手段を用意」と具体値が示されています。提案時点では、2.1の復旧目標(6時間以内)を満たすことを前提に稼働率等のSLA案を提示し、確定値は契約後の協議によるという理解でよろしいでしょうか。貴市として必達を求める稼働率の目安があればご教示ください。	ご理解のとおりです。提案時点では、仕様書に定めるサービス停止時の6時間以内の復旧又は代替手段の用意を前提に、提案可能なSLA案を示してください。最終的なSLAの内容は、契約後に本市と協議の上、合意書として定めるものとします。なお、現時点で稼働率の具体的な必達数値を一律に定めるものではありません。
28	実施要領・5ページ・10(2)(提出書類の表・表内注記)	表内に「令和14年3月1日以降の継続運用が考えられるため、令和14年3月1日以降の経費の見込み・考え方を記載すること」とあります。当該経費は、見積書本体(提案価格上限額の対象)とは別の参考情報として位置づけられ、評価点および上限額判定の対象外という理解でよろしいでしょうか。	令和14年3月1日以降の経費の見込み・考え方は、見積書本体とは別の参考情報として記載してください。したがって、提案価格上限額の判定対象には含みません。また、価格評価の対象とはしませんが、継続運用の考え方を確認するための参考資料として取り扱います。
29	別紙1 CMS機能要件一覧表(評価方法)、別表2 審査基準 二次審査8、実施要領13	CMS機能の採点は「全250項目が○の場合に250点満点とし、基本項目の×は-5点・△は-3点、推奨項目の×は-3点・△は-1点を減点する方式」と理解しています。別表2では他の評価項目と異なり、CMS機能(項目8)は係数欄が空欄で配点「250点」と直接記載されています。基本項目の「○」1項目あたりの点数換算の考え方、ならびに基本項目・推奨項目それぞれの項目数(各何項目で構成されるか)をご教示ください。	CMS機能の評価は、実施要領に定めるとおり、全250項目が「○」の場合に250点満点となる減点方式です。「○」1項目あたりの加点方式ではなく、満点を基準として、「×」「△」の区分に応じて減点する考え方です。基本項目数及び推奨項目数についてですが、CMS機能要件一覧表の各項目を集計すると基本177項目、推奨73項目となっています。
30	別紙1 CMS機能要件一覧表(記入方法)、実施要領・5ページ/10(2)、様式7の2 項目8	別紙1は「電子データ(Excel)で事務局アドレスに送付」とされていますが、紙の副本(匿名審査用)にも編綴する必要があるか、ご教示ください。また、技術提案書(様式7の2)の項目8「CMS機能」欄には、別紙1を参照する旨の記載のみで足りるか、あるいは別途記載すべき内容があるか、ご教示ください。	別紙1「CMS機能要件一覧表」は、実施要領に定めるとおり電子データ(Excel)で提出してください。紙の副本への編綴は不要とします。また、技術提案書(様式7の2)の項目8「CMS機能」については、別紙1の提出に加え、主要機能の考え方、操作性、承認フロー、アクセシビリティ支援機能等の実現方法を記載してください。
31	別紙1 CMS機能要件一覧表(記入区分)	基本項目の記入区分は「○・△・×」、推奨項目の記入区分も「○・△・×」とされていますが、△の定義が基本項目(代替案により実現可能)と推奨項目(代替案により本業務の委託費用内で実現可能)で表現が異なります。基本項目の「○」「△」も、いずれも「本業務の委託費用内で実現可能」であることが前提という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務において「○」又は「△」として記載するものは、いずれも本業務の委託費用内で実現可能であることを前提とします。なお、基本項目の「△」は、標準機能ではないものの、代替案、設定変更又は運用上の工夫等により実現可能な場合を想定しています。
32	実施要領・1ページ・3 提案者の資格要件/3(10)、仕様書・13ページ・3.3.1 導入実績	3(10)で「過去5年間に人口5万人以上の地方公共団体との公式ホームページの構築・リニューアル又は運用保守の元請実績1件以上」が要件とされています。構築・リニューアル・運用保守のいずれか1種を満たせばよい(全種が必要ではないか)をご教示ください。	ご理解のとおりです。実施要領に定める実績要件は、構築、リニューアル又は運用保守のいずれかに該当する元請実績を1件以上有することを求めるものです。全ての種別の実績を要件とするものではありません。
33	実施要領・1ページ 3(9)(10)、様式9 参加形態・再委託等申告書、仕様書 8.3・25ページ・再委託	実績要件3(9)(10)についてですが、協力事業者・再委託先の実績も算入させてよろしいでしょうか。あわせて、本業務における「協力事業者」と「再委託先」の区分の考え方を教示ください。	資格要件として求める実績は、提案者本人が元請として受注した実績を対象とし、協力事業者又は再委託先の実績は算入できません。なお、「協力事業者」及び「再委託先」の詳細な区分は提案者の体制によりますが、いずれの場合も、本市に対する契約上の責任は提案者が負うものとします。
34	実施要領・5ページ・10(2)(提出書類・部数)、10(3)(作成要領)	企画提案書は「原本1部・副本8部」とされ、副本には企業名が特定できる内容を記載しない旨が示されています。電子データ(PDF)は原本版・匿名版のいずれを提出すべきか、ご教示ください。また、ページ数制限「60ページ以内(様式8責任分界表を除く)」について、表紙・目次・業務工程表(様式7の3)・見積書を当該60ページに含めるか否かをご教示ください。	電子データについては、原本版及び匿名版の双方を提出してください。また、ページ数制限については、表紙及び目次を除き60ページ以内とし、様式8「責任分界表」は含みません。業務工程表(様式7の3)は60ページに含み、見積書は60ページに含めないものとします。

35	実施要領3ページ8参加 表明手続き・10企画提案 書の提出(電子データの メール提出)	参加表明書・企画提案書ともに「電子データ(PDF可)をメールで提出」とあります。送 信先は public@hyugacity.jp でよろしいでしょうか。また、メール添付の容量上 限、および上限を超える場合のファイル転送サービス利用の可否をご教示ください。	電子データの送信先は、public@hyugacity.jp とします。 メール添付の容量上限はおおむね30MBです。 容量上限を超える場合は、ファイル転送サービスを利用して差し支えありません。 また、本市のクラウドストレージの利用を希望する場合は、事前にお問い合わせくださ い。
36	実施要領6ページ11 プ レゼンテーション及びヒ アリング/11(2)(3)7 ページ(5)	11(5)でデモンストレーション用PCは説明者が準備するとあります。貴市が用意する プロジェクター・スクリーンへの接続端子の規格(HDMI/VGA/USB-C等)をご教 示ください。また、CMS操作デモのためのインターネット回線は貴市側でご提供され るか、説明者側で用意(モバイル回線等)する必要があるか、ご教示ください。	プロジェクター及びスクリーンは本市で用意しますが、接続端子の規格はHDMIを予 定しています。 また、CMS操作デモに必要なインターネット回線については、通信環境の確実性確保 のため、必要に応じて説明者側で通信手段を用意してください。
37	仕様書・25ページ・8.5 権利の帰属、実施要領・6 ページ10(5)	仕様書8.5で「サイト作成に関する一切の著作権は本市に帰属(OS・ミドルウェア・ CMS等パッケージを除く)」、実施要領10(5)で「企画提案書の著作権は特定後に日 向市へ帰属」とあります。受託後に新規作成するデザイン・テンプレート・画像等の成果 物の著作権は貴市に帰属し、受託者が従前から有するCMS製品・汎用ライブラリ・既 製の枠組み等は受託者(又は開発元)に留保される、という整理でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。 受託後に本業務において新規に作成するデザイン、テンプレート、画像その他成果物 の著作権は、仕様書に定める範囲で本市に帰属します。 一方、OS、ミドルウェア、CMS等のパッケージ、受託者又は第三者が従前から有する 汎用的なプログラム、ライブラリ等については、当該権利者に留保されます。 また、企画提案書の著作権の取扱いは実施要領の定めによります。
38	仕様書・25ページ・8.4 契約不適合責任/ 8.4(2)	8.4(2)で契約不適合責任の通知期間を「目的物の引渡しを受けた日から1年以内か つ不適合を知った日から1年以内」と定めています。リニューアル業務における「引渡 しを受けた日」の起算日は、新サイト公開日(令和9年3月1日予定)か、リニューアル業 務の完了検収日(令和9年3月31日)か、いずれを指すかご教示ください。	リニューアル業務における「目的物の引渡しを受けた日」は、リニューアル業務の完了 検収日を想定しています。 したがって、公開予定日ではなく、契約上の完了及び検収の時点を基準とします。
39	日向市情報セキュリティ 遵守特記事項書 第9条 第2項・第11条(5)・第 12条第2項、仕様書 3.9・2.2.1	特記事項書第9条第2項・第11条(5)・第12条第2項により、外部サービス(クラウド サービス等)の利用や第三者への情報アクセス可能かには貴市の書面による事前承諾 が必要とされています。本仕様書が外部ASP(翻訳・サイト内検索・アクセス解析)およ びホスティング(クラウド)の利用を前提としていることをもって、これらの利用は包 括的に承諾済みと解してよろしいでしょうか。それとも、契約後に対象サービスごとの 個別の書面承諾手続が必要となるか、ご教示ください。	仕様書において外部ASP及びクラウドサービスの利用を想定していますが、実際に利 用する個別サービスについては、契約後に本市所定の手続により内容確認を行いま す。仕様書記載をもって個別サービスの利用が一律に承諾済みとなるものではありません。 ただし、特記仕様書第9条第2項にある「情報」とは第1項にある「委託業務等を履行す るにあたって知り得た情報」を指しており、具体的には業務履行に当たり関係者に開 示する非公開の情報を指します。 一方、市公式ホームページ等に掲載されている情報(これから掲載する情報も含む)に ついては本市が一般的に公開している情報であり、「委託業務等を履行するに当たっ て知り得た情報」に該当せず、同様に第11条(5)の重要情報にも該当しないと解しま す。 そのため、クラウドサービス及び外部ASPの対象が市ホームページに掲載されている 情報のみであれば書面承諾は不要です。 なお、業務履行に当たり関係者のみに開示した非公開の情報や重要情報を外部サー ビス(クラウドサービス等)に保存する等の行為を行う場合は日向市情報セキュリティ 遵守特記事項書に従い書面による事前の承諾が必要です。
40	仕様書・24ページ・7.1 成果物の納品、22ペー ジ・5.3.3	7.1で多数の成果物の電子データ・印刷物(各1部)納品が求められています。一方、 5.3.3および全体方針として本市のペーパーレス化への配慮が示されています。印刷 物(各1部)の納品は全成果物について必須か、一部は電子データ納品のみで足りるも のがあるか、ご教示ください。	成果物の納品については、仕様書に定めるとおり、原則として電子データ及び印刷物 各1部の提出を求めます。 ただし、電子的管理になじむ資料については、契約後、本市と協議の上、電子データの みの取扱いを認める場合があります。
41	仕様書・7ページ・1.4 契 約期間・スケジュールな ど/1.4(4)(5)	契約・業務開始が令和8年7月下旬(予定)、新サイト公開が令和9年3月1日(予定) で、構築期間は実質約7か月です。年末年始や宮崎県自治体情報セキュリティクラウド 側の作業調整等により公開日の調整が必要となる場合、貴市との協議による公開日 変更の余地はあるか、ご教示ください。	新サイト公開日は仕様書記載のとおり令和9年3月1日を目標とします。 ただし、関係機関との調整その他やむを得ない事情が生じた場合は、本市と受託者が 協議の上、公開時期を調整する場合があります。
42	仕様書・21ページ・5.3 CMS操作研修会の実施 /5.3.1/22ページ・ 5.3.3	5.3.3で研修会場・研修用パソコン・プロジェクター・インターネット環境は貴市がご用 意するとあります。研修実施場所は日向市庁舎内(1拠点)を想定してよろしいでしょ うか。また一部のオンライン実施の可否についてもご教示ください	研修実施場所は、原則として日向市庁舎内又は本市が指定する場所を想定していま す。 実施回数や対象人数との関係から、具体的な会場数及び運営方法は、契約後に協議 の上で定めます。 なお、研修会は原則として対面方式により実施するものとします。 オンラインによる実施は例外的な取扱いとし、実施の可否は本市との協議により決定 するものとします。
43	仕様書・6ページ・1.2 業 務概要/1.2.3 基本方 針(8) 災害対応	貴市から発信する災害情報において、情報の入力の基本手動と考えますが、外部デー タとの自動連携が必要となるものがあればご教示ください。災害情報に限らず、外部 データとの連携が必要なものがあれば併せてご教示ください。	現時点で、災害情報を含め、必須の外部データ自動連携を前提としているものはあり ません。 情報入力は基本的に本市による運用を想定しています。 ただし、提案者の創意工夫として有効な連携方法がある場合は、その内容を提案する ことは差し支えありません。
44	仕様書・15ページ・3. 構 築に関する基本要件/ 3.5 コンサルティング/ (3)既存データ移行	既存データ移行は、受託者側で一括して作業するのではなく、一部は貴市の各部署 (またはウェブリニューアルを統括する部署など)と分担して行うという理解でよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。 既存データ移行は、受託者が主体的に支援・実施することを前提としつつ、掲載継続 の判断、内容確認その他本市の判断を要する事項については、本市各部署と役割分 担の上で進めることを想定しています。